

## 新旧対照表

【ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第253号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| ワシントン条約該当貨物の取扱いについて  | ワシントン条約該当貨物の取扱いについて  |
| (省略)   | (同左)   |
| 記  | 記  |
| 1 (省略)   | 1 (同左)   |
| 2 指定官署   | 2 指定官署   |
| ワシントン条約該当貨物は、次のイからハに掲げる官署（以下「指定官署」という。）に限り通関を行うことができる。   | ワシントン条約該当貨物は、次のイからハに掲げる官署（以下「指定官署」という。）に限り通関を行うことができる。   |
| イ (省略)   | イ (同左)   |
| ロ <u>財務省告示第32号（平成21年2月6日）</u> に掲げる税関官署   | ロ <u>大蔵省告示第56号（昭和60年4月9日）</u> に掲げる税関官署   |
| ハ (省略)   | ハ (同左)   |
| 3 (省略)   | 3 (同左)   |
| 4 指定検査場  | 4 指定検査場  |
| ワシントン条約該当貨物は、原則として、関税法（昭和29年法律第61号）第69条に基づき税関長が指定する検査場所に該当する保税地域（以下「指定検査場」という。）に蔵置したうえで、輸入申告（蔵（移・総保）入承認申請を含む。以下「輸入申告等」という。）を行わせるものとする。 | ワシントン条約該当貨物は、原則として、関税法（昭和29年法律第61号）第69条 <u>（（貨物の検査場所））</u> に基づき税関長が指定する検査場所に該当する保税地域（以下「指定検査場」という。）に蔵置したうえで、輸入申告（蔵（移・総保）入承認申請を含む。以下「輸入申告等」という。）を行わせるものとする。 |
| ワシントン条約該当貨物に係る検査場所として、次の地域等を指定するものとする。   | ワシントン条約該当貨物に係る検査場所として、次の地域等を指定するものとする。   |
| (1) 本関   | (1) 本関   |
| イ 原則として、本関官署構内及び本関管轄区域内であって、かつ、本関官署に隣接する保税地域（岸壁を含む）  | イ 原則として、本関官署構内及び本関管轄区域内であって、かつ、本関官署に隣接する保税地域（岸壁を含む）  |
| ロ (省略)   | ロ (同左)   |
| (2) (省略)   | (2) (同左)   |
| 5 指定官署における輸入申告等の取扱い  | 5 指定官署における輸入申告等の取扱い  |
| (1) (省略)   | (1) (同左)   |

## 新旧対照表

【ワシントン条約該当貨物の取扱いについて（平成12年3月31日蔵関第253号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(2) <u>ワシントン条約該当貨物であることが判明している貨物であって</u> 指定検査場に蔵置されずに輸入申告等がされた場合は、これを受理した上、速やかに保税部門において保税運送の手続きをとらせて指定検査場に搬入させるものとする。</p> <p>なお、審査の過程においてワシントン条約該当貨物であることが判明した場合も同様とする。</p> <p>(3) <u>ワシントン条約該当貨物に係る関税法第43条の3第1項（第62条において準用する場合を含む。）又は同法第62条の10に基づく承認は、当該貨物を置こうとする保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域を管轄する税関以外の税関において行って差し支えない。</u></p> <p>(4) 指定検査場以外に蔵置することにつき蔵置施設の関係等やむを得ない理由があると認められる場合には、次による。</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 上記イによることができない場合には、検査時に一時的に指定検査場に搬入し検査して差し支えない。この場合において、検査の終了後、もとの蔵置場所に再搬入して輸入許可等を受けようとする場合は、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）30-5(1)のイの規定を準用して差し支えない。</p> <p>ハ (省略)</p> <p>6～8 (省略)</p> <p>9</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入者等に対しては、関税法基本通達7-17等を利用するよう指導するものとする。</p> <p>10 (省略)</p> | <p>(2) <u>ワシントン条約該当貨物であることが判明している貨物であつて</u> 指定検査場に蔵置されずに輸入申告等がされた場合は、これを受理した上、速やかに保税部門において保税運送の手続きをとらせて指定検査場に搬入させるものとする。</p> <p>なお、審査の過程においてワシントン条約該当貨物であることが判明した場合も同様とする。</p> <p>(3) <u>ワシントン条約該当貨物に係る関税法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))（第62条((保税工場))において準用する場合を含む。）又は同法第62条の10((外国貨物を置くこと等の承認))</u>に基づく承認は、当該貨物を置こうとする保税蔵置場、保税工場又は総合保税地域を管轄する税関以外の税関において行って差し支えない。</p> <p>(4) 指定検査場以外に蔵置することにつき蔵置施設の関係等やむを得ない理由があると認められる場合には、次による。</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 上記イによることができない場合には、検査時に一時的に指定検査場に搬入し検査して差し支えない。この場合において、検査の終了後、もとの蔵置場所に再搬入して輸入許可等を受けようとする場合は、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）30-5 <u>(要検疫物件を保税地域以外に持ち出す場合の取扱い)</u> (1)のイの規定を準用して差し支えない。</p> <p>ハ (同左)</p> <p>6～8 (同左)</p> <p>9 輸入者等に対する周知、指導について</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入者等に対しては、関税法基本通達7-17 <u>(納税申告等に係る事前教示の手続)</u> 等を利用するよう指導するものとする。</p> <p>10 (同左)</p> |